## 第3次芦屋市市民マナー条例推進計画 全体イメージ

本計画は、市民の皆さまにとってはもちろん、特に、市外来訪者や、次世代を担う子どもたちにとって「分かり易く、端的に、本市の条例を伝えたい」との思いから、前計画の23ページ分を、エッセンスをそのままに、8ページ分(四つ折り(両観音折))に集約しコンパクト化しました。パンフレットの展開イメージは次のとおりです。

#### ①表紙



②市民マナー条例禁止区域図・取組内容



さらに 開くと…

③第3次推進計画策定までのストーリーを紹介



#### (裏返すと下のようになります。)



# 第3次芦屋市市民マナー条例推進計画(原案)

## 令和6年度(2024年度)~令和10年度(2028年度)



#### 芦屋市民憲章

昭和39年(1964年)5月

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく 豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、
  - 文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
  - 自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
  - 青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、
  - 健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- わたくしたち芦屋市民は、
  - 災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

## 市民マナー条例とは

## ■背景と目的

「芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」(通称:市民マナー条例)は、その前身である「芦屋市空き缶等の散乱防止に関する条例」(通称:ポイ捨て禁止条例)の趣旨・目的を受け継ぎ、平成19年(2007年)に制定されました。

市民マナー条例で規定している禁止行為は、市民生活において特に迷惑となる行為とし、ポイ捨て禁止条例に規定されていた2項目(空き缶等のポイ捨て行為、犬のふんの放置)に、当時本市において問題となっていた4項目を加えてスタートしました。その後も、その時々の市民ニーズに応じた改正を加え、現在では、右表①~⑨の禁止について定めています。

条例の目的である「市民の清潔で安全かつ快適な生活環境の確保」を総合的かつ計画的に実践するため、平成26年(2014年)には、第1次芦屋市市民マナー条例推進計画(以下「推進計画」)を策定するとともに、芦屋市市民マナー条例推進連絡会を立ち上げ、進捗管理を行いながら本条例を普及促進させる取組を推進してきました。

本市として目指す**理想像は、「啓発看板や罰則がなくても、おのおのが自主的に迷惑行為をしない状況」**をつくることですが、その過程として、**まずは「違反者ゼロ」を目指す必要がある**と考えています。

第2次推進計画に引き続き、「**違反者ゼロ」を目指すべく、**特に 今迷惑となっている問題の解決に向け、より特化した施策を展開し ていくため、第3次推進計画を策定します。

#### 市民マナー条例の変遷

施行年月日	内 容	備考
施行 平成19年 (2007年) 6月1日	①たばこの吸殻及び空き缶等の投げ捨て②喫煙禁止区域内での喫煙③飼い犬のふんの放置や放し飼い④夜間花火⑤落書き⑥歩行中や自転車乗車中の喫煙(歩行喫煙等)	①~⑥を禁止と定めた (⑥のみ努力義務)
改正 平成21年 (2009年) 7月1日	⑦潮芦屋ビーチ周辺での花火	⑦を終日禁止とした
改正 平成23年 (2011年) 6月1日	<ul><li>⑧芦屋川流域等でのバーベキュー等</li><li>⑨芦屋キャナルパークでのプレジャーボート等の夜間航行</li><li>②喫煙禁止区域内での喫煙</li></ul>	8、⑨を禁止と定め、 ②についてはJR芦屋駅 周辺に加え、新たに阪 神芦屋駅・打出駅、阪 急芦屋川駅周辺の3箇所 を追加指定
改正 平成25年 (2013年) 10月1日	⑥歩行喫煙等	⑥を努力義務から、禁止に改めた

# 市民マナー条例禁止区域図・取組内容

清潔で安全かつ快適な生活環境を確保するため、市民マナー条例において、 市・市民・事業者が一体となって取り組んでいる内容は次のとおりです。

#### ■歩行喫煙の禁止(第7条)

公共の場所で、歩行中や自転車に乗車中の喫煙は禁止です。歩きながら手に持 つたばこの火は、ちょうど小さな子どもの顔の近くをかすめる高さでもあり、 大変危険です。自転車に乗りながらの喫煙も含め、歩行喫煙は絶対にやめま しょう。

#### 喫煙禁止区域内での喫煙の禁止(第9条)

市内4駅周辺は、人通りが多く、たばこの煙等で特に迷惑となるため、喫煙禁 止区域に指定しています。喫煙禁止区域内の公共の場所(喫煙指定場所を除 く)で喫煙した場合は、**違反者に過料2.000円を科します。**喫煙禁止区域内では、 歩行喫煙はもとより、路上に立ち止まっての喫煙も禁止です。

#### ▍たばこの吸殻や空き缶等の投げ捨て・放置の禁止 (第10条)※

公共の場所等において、たばこの吸殻や空き缶等を投げ捨てたり、放置するこ とを禁止しています。

#### 回収容器の設置・管理義務 (第11条)

自動販売機によって飲食物を販売する事業者には、空き缶等を回収するための 回収容器を設置し、適正に管理することを義務付けています。

## ■飼い犬のふんの放置禁止、散歩時のリード着用 (第12条)※

ふんの放置については、多くの相談が寄せられています。また、放し飼いも厳 禁です。飼い主は、人と動物がうまく共生していくためにも、近隣に迷惑をか けたりすることがないよう、責任を持って飼うことを心がけましょう。散歩や 運動などのときは、犬を制御できる鎖やリードを必ずつけて行いましょう。

#### 夜間花火(午後9時から翌朝午前6時)の禁止(第13条)※

下記の「花火禁止区域」に限らず、市内全域において、公共の場所等で、夜間に 花火をすることを禁止しています。

#### 花火禁止区域の指定 (第13条の3)※

潮芦屋ビーチ周辺において、終日花火をすることを禁止しています。

#### 落書きの禁止 (第14条)※

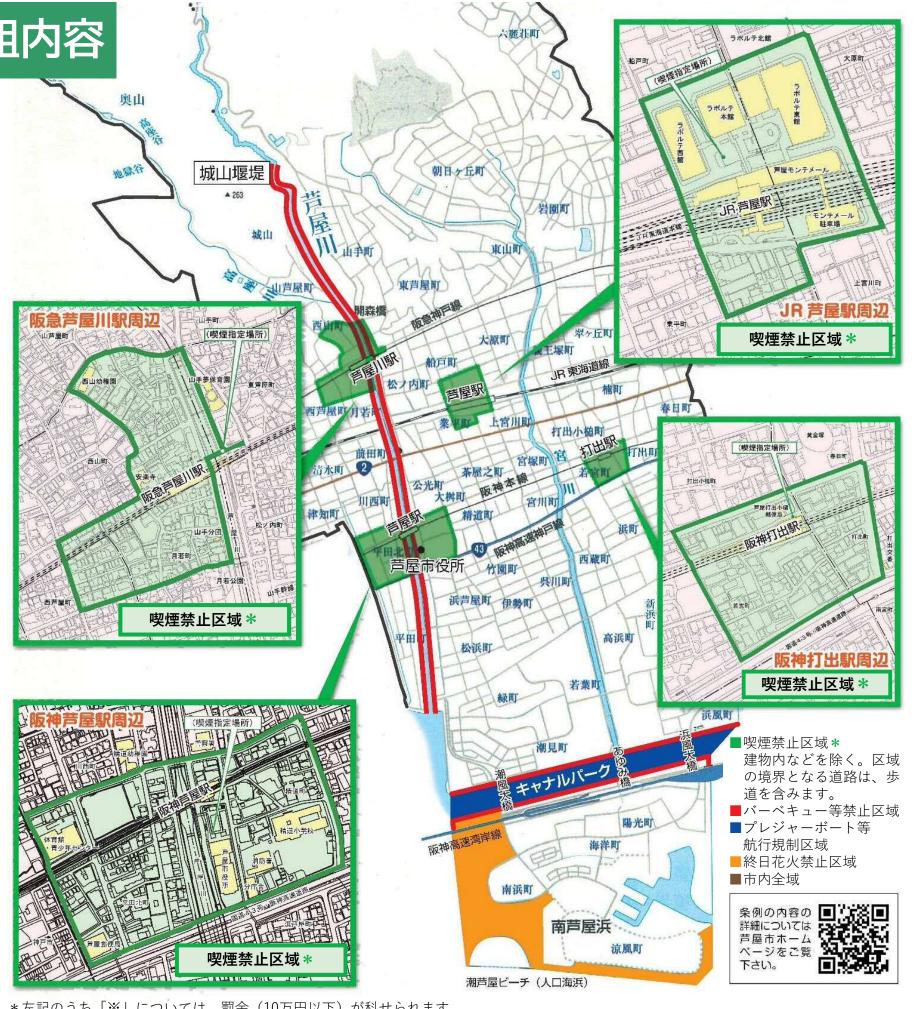
公共の場所や、他人が所有する建築物等に落書きをすることを禁止しています。

#### バーベキュー等禁止区域の指定 (第15条の3)※

芦屋川流域(城山堰堤以南)およびキャナルパーク水路南北護岸においてバー ベキュー等を禁止しています。

#### |プレジャーボート等航行禁止時間の指定 (第15条の5)※

キャナルパーク水路において、午後6時から翌朝午前8時の時間帯にプレ ジャーボート等を航行させることを禁止しています。



- \*左記のうち「※」については、罰金(10万円以下)が科せられます。
- \*「公共の場所」とは、道路、公園、河川、海岸などの自由に出入りできる場所をいいます。
- \*「花火」とは、回転する花火、走行する花火、飛しょうする花火、打ち上げ花火、爆発音を出す花火等をいいます。
- \*「バーベキュー等」とは、火器を用いて食品を調理する行為(発熱する機器(ホットプレート等の電熱調理器具、電磁調理器等を使って 調理する行為も含みます))をいいます。

# 相談件数の推移と現状

## ■種類別相談件数の推移 平成26年度(2014年度)以降

単位(件、%)

	年	度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R	4
項目			(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	構成比	対H26比
喫		煙	15	11	15	18	9	15	17	12	9	16.4	60.0
バーへ	、 キュ	_	3	3	2	1	0	0	0	0	0	0.0	_
ボ	_	1	9	5	28	12	1	0	1	0	1	1.8	11.1
落	書	き	1	2	0	0	0	0	0	1	0	0.0	_
花		火	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	_
ポーイ	捨	て	13	12	11	12	15	26	11	10	6	10.9	46.2
犬(ふん	の放置	等)	30	24	33	28	25	34	31	35	36	65.5	120.0
その他(看	板の劣化	等)	2	19	3	0	2	3	9	2	3	5.5	150.0
	計		73	76	92	71	52	78	69	60	55	100.0	75.3

## ■過料対象件数の推移 平成26年度(2014年度)以降

単位(件、%)

				年	度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R	4
項	目					(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	構成比	対H26比
過	料	対	象	件	数	208	220	281	231	171	167	119	78	69	100.0	33.2
		市		内		30	34	30	37	31	23	12	11	10	14.5	33.3
		市		外		143	137	155	139	93	60	56	36	42	60.9	29.4
		不		詳		35	49	96	55	47	84	51	31	17	24.6	48.6

## ■年代別過料対象者数 令和4年度(2022年度)実績

	年代	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	不明	計
過料対象者数	(人)	2	15	7	12	12	13	3	5	69
	(%)	2.9	21.7	10.1	17.4	17.4	18.8	4.3	7.2	100

<sup>※</sup> 端数処理により、合計が100とならない場合があります。

# アンケート結果

設問	回答選択肢	市民	<b>%</b> 1	市外来	芸訪者
政 [印]	四 合 迭 扒 瓜	件	%	件	%
【問1】	聞いたことがあるし、内容も知っていた	958	59.9	27	21.3
芦屋市では、「市民マ	聞いたことはあるが、内容は知らなかった	454 <sup>8</sup>	8.4 28.4	40	52.8 <sub>31.5</sub>
ナー条例」を制定して いますが、ご存知です	聞いたこともなかった	173	10.8	60	47.2
か。(1つ選択)	不明	13	0.8	0	0.0
	大いに思う	390 و	88.5	48 ,	37.8
【問2】	どちらかといえば思う	1,024	64.1	65	51.2
芦屋市は、美しく清潔	どちらかといえば思わない	95	5.9	4	3.1
で快適なまちだと思い	あまり思わない	63	3.9	5	3.9
ますか。(1つ選択)	わからない	14	0.9	5	3.9
	不明	12	0.8	0	0.0
	ホームページ・SNSなどを使った禁止行為の周知やマナー啓発	425	26.6	51	40.2
	禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設	501	31.4	53	41.7
【問3】	芦屋市のマナー向上の取組についての市外から来訪者に向けた情報発信	353	22.1	20	15.7
今後、生活環境に関す	専門員による市内パトロールの強化(実施区域や実施時間の拡大)	478	29.9	21	16.5
るマナーが向上するた	禁止行為に対する罰則の制定や強化	454	28.4	12	9.4
めに、市として特に重 点的に取り組むべきこ	地域での取組(住民による見回りや声の掛け合いなど)への支援	261	16.3	17	13.4
点的に取り組むべさことは何だと思いますか。	地域と行政が一体となって行う啓発(イベントやキャンペーンなど)	393	24.6	20	15.7
(3つまで(市外来訪者	子ども・地域・家庭へのマナー教育の実施	557	34.9	20	15.7
に対しては2つまで)選	マナーの教育(マナー講座等)ができる人材の育成	160	10.0	8	6.3
択)	その他	53	3.3	3	2.4
	特にない	70	4.4	10	7.9
	不明	34	2.1	0	0.0

<sup>「</sup>市民」は総合計画市民意識調査(対象者数3,000人、有効回答者数1,598人)、「市外来訪者」は市内4駅前で実施した調査(対象者数127人、有 効回答者数127人)の結果です。 3

<sup>※2</sup> 端数処理により、合計が100とならない場合があります。

# 現状の考察

## ■相談件数の推移と現状に対する考察

『種類別相談件数の推移』からは、「犬(ふんの放置等)」 と「喫煙(吸い殻等の「ポイ捨て」を含む)」に関するものがまだ多いことがわかります。

「犬(ふんの放置等)」に関する相談が増えている要因の一つとして、新型コロナウイルス感染症のまん延により在宅時間が増え、新たにペットを飼う人が増えたことが考えられます。

また、「**喫煙(吸い殻等の「ポイ捨て」を含む)」に関して、** 『過料対象件数の推移』からは、令和4年度(2022年度)時点において、対平成26年度(2014年度)比で約3割にまで減っていますが、**違 反者の約6割が市外来訪者**となっています。この傾向は平成26年度からずっと続いています。

以上から、「犬(ふんの放置等)」と市外来訪者に対する「喫煙 (吸い殻等の「ポイ捨て」を含む)」の周知啓発の強化が急務とい えます。

さらに、『年代別過料対象者数』からは、**20代の過料対象者数が一番多い**ことから、この数値の抑制には、特に10代以下の子どもに対して、迷惑行為の実情や市民マナー条例に関する取組内容をしっかりと伝えていくことが、長期的には有効であると考えられます。

## ■アンケート結果に対する考察

【問1】「市民マナー条例の認知度」については、市民マナー条例の制定以降、さまざまな媒体による周知啓発やマナー指導員による巡回指導等を続けてきた結果、「聞いたことがあるし、内容も知っていた」「聞いたことはあるが、内容は知らなかった」と答えた人の割合は、今では市民の約88%となっています。一方で、市外来訪者に関しては、まだ約53%にとどまっています。市外来訪者へのアンケート調査は、市内4駅周辺で実施したため、車両を利用して来訪した人なども考慮すると、その認知度はさらに低くなると考えられます。市外来訪者による違反がまだ多いこと、また、実態として過料対象者の中には市民マナー条例を知っていても守らない人などもいることから、引き続き対応が求められる状況です。

【問2】「芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思いますか。」については、市民、市外来訪者のいずれも約89%が「大いに思う」、「どちらかといえば思う」と答えています。この数値は、平成29年度(2017年度)に実施した第2次推進計画策定のためのアンケート調査時に比べ、1.1ポイント向上していることから、継続した周知啓発の効果が表れたものといえます。

【問3】「生活環境に関するマナー向上のため重点的に取り組むべきこと」については、「禁止行為の周知やマナー啓発のポスターや看板等の増設」、「専門員による市内パトロールの強化(実施区域や実施時間の拡大)」、そして、一番望む声の多い、「子ども・地域・家庭へのマナー教育の実施」であり、周知啓発の拡充はもとより、特にマナー教育に引き続き取り組んでいくことが重要と考えます。

## 「第2次」から「第3次」へ

## ■第2次推進計画の振り返り

令和元年(2019年)に、第2次推進計画を策定し、さまざまな施策に取り組んでいくこととしましたが、令和2年から新型コロナウイルス感染症がまん延したことにより、啓発キャンペーン活動といった、人が集まって実施する取組を推進することはできませんでした。そのような状況下でも、マナー指導員による巡回、看板等の設置、犬のふんの放置に対するイエローチョーク作戦(※)の実施といった啓発活動の継続により、前述のとおり、相談件数、過料対象件数を減らすことができました。

また、後述の成果指標でもある「**芦屋市は、美しく清潔で快適なまちだと思う市民の割合**」についても、令和5年度(2023年度)の目標値である92.1%には届かなかったものの、88.5%(市外来訪者は89.0%)となり、平成29年度(2017年度)の87.4%から**1.1ポイント向上**させることができています。





#### ※イエローチョーク作戦

放置された犬のふんを見つけたら、その周りを黄色いチョークで囲んで発見日時を書き、ふんはそのまま残しておくことで、犬の飼い主が再び訪れた際に気づかせ、自発的に回収を促す取組です。

## ■第3次推進計画のコンセプト

平成26年(2014年)に策定した**第1次推進計画**では、「芦屋を愛し、環境にやさしい心、健康的な心、美しい心を育む」を基本理念として、人とのつながりやまちを大切にする心を育てる(「心・人づくり」)ため、**まずは条例の「周知**」に努めてきました。

そして、令和元年度からの**第2次推進計画**では、第1次推進計画 の基本理念を引き継ぎ、条例をより実効性のあるものとするために、 「人づくり」(ソフト面)と「環境づくり」(ハード面)の両面か ら**市民マナー条例を推進する取組を「実践」**してきました。

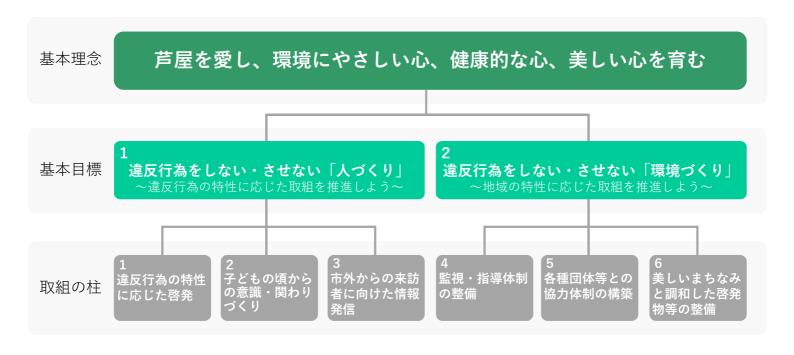
一方で、新型コロナウイルス感染症のまん延により、推進できなかった取組も多くあること、また、相談内容が犬のふんの放置および喫煙関係の2つに集約されつつあることを踏まえて、第3次推進計画では、第2次推進計画の方向性を「継続」しつつも、特に今迷惑となっている問題の解決に向けて、取組を「集中」させることで、さらなる強化を図ります。

第1次 **周知** H26~ 第2次 **実践** R1~ 第3次 「継続」 と 「集中」 R6~

# 第3次推進計画 基本理念・基本目標・取組の柱

## ■基本理念・基本目標・取組の柱

第3次推進計画の基本理念・基本目標・取組の柱は次のとおりです。前述のコンセプトのとおり、第2次計画の方向性を「継続」し、取組を「集中」させていくため、基本理念・基本目標・取組の柱は、第2次推進計画の内容を引き継ぎます。



# 第3次推進計画 重点施策

## 重点 **1**

## 喫煙(喫煙禁止区域内での喫煙・ 歩行喫煙)対策

違反者の多くは市外来訪者となっています。特に**工事現場関係者やコインパーキング利用者の喫煙に関する相談が多い**状況です。こうした人々のほとんどが車両等で来訪するため、市民マナー条例を知る機会が少ないと考えられます。そこで、第3次推進計画では、**業者への直接的なアプローチに取り組みます。** 

〔施策例〕

- ・工事業者が市へ各種工事の届出をする際などに、所管課窓口でチラシ等を配布〔施策3-2-1〕
- ・新しくなったJR芦屋駅をはじめとする市内4駅の構内や駅周辺で の啓発看板の設置や周知の強化〔施策3-1-1〕
- ・コインパーキング事業者への啓発看板設置依頼〔施策3-2-1〕

# 重点 3

## 子どもへの教育 ~子どもからおとなへ~

芦屋市では、ポスター展や小学3年生の教材「わたしたちのまち芦屋(社会科副読本)」等で、マナー条例の情報を発信していますが、より親しみやすい形で啓発していくことが重要だと考えています。コンパクトにした第3次推進計画の子ども版を作成し、直接伝えることで、子どもたちの理解を深め、また、子どもからおとな、そして地域へ広げていけるよう取り組みます。

〔施策例〕

・ (仮称) 第3次推進計画 (子ども版) の作成 (施策2-1-2)

# 重点

## 飼い犬のふんの放置対策

マナー指導員による巡回、啓発看板の新規設置、イエローチョーク作戦、戸別チラシ配布など、さまざまな啓発を実施していますが、相談件数がなかなか減らない状況です。また、最近は、ふんの放置だけでなく、排尿の放置に関する相談も多く寄せられています。次のステップとして、犬の散歩時のマナー啓発(飼い主としての責任の啓発)が必要と考えるため、犬を新たに飼う人への啓発を含め、ペット関連業者へのアプローチに取り組みます。

〔施策例〕

・市内と近隣のペット関連業者へのチラシ配布(購入時のお散歩マナー啓発) (施策5-3-2)

# $^{+}\alpha$

## その他の重点取組

〔施策例〕

- ・パンフレット(第3次推進計画)による啓発(施策1-1-3)
- ・マナー指導員の柔軟な巡回時間の設定(早朝・夜間巡回、通勤・お散歩時間等に加え、相談箇所へのピンポイントの巡回強化) 〔施策4-1-1、4-1-2〕
- ・啓発看板の更新(新設看板のQRコード追加等)〔施策6-2-1〕

※〔施策例〕の各施策末尾の番号〔施策0-0-0〕は、次ページ「施策一 覧」の「取組の柱」-「取組」-「内容」の番号に対応しています。

5

# 第3次推進計画 施策一覧①

## ■基本目標1 違反行為をしない・させない「人づくり」

~違反行為の特性に応じた取組を推進しよう~

取組の柱	取組	内 容	重点
		1 広報あしや・市ホームページ・広報番組・外国人向け生活ガイド 等を活用した情報発信	
	1 広報紙等を利用した啓発	2 啓発看板等による周知	
1 違反行為の特性に応じ た啓発		3 啓発パンフレット(第3次推進計画を含む)等の作製・配布	$^{\dagger}\alpha$
た合先		4 効果的な啓発グッズの作製・配布	
	2 啓発キャンペーンの実施	1 イベント等を活用したキャンペーン	
	2 合光ヤヤノベーノの美胞	2 違反の多い時期・地域で行うパトロールを兼ねたキャンペーン	
	子ども向けの教材の作製等	1 小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」での紹介	
2 子どもの頃からの意	1 」とも同じの教例の作表寺	2 (仮称)第3次推進計画(子ども版)の作成	3
識・関わりづくり	2 市民マナー条例に関する啓発 ポスター等の募集	1 啓発ポスターを募集し、優秀作品を展示・表彰	
	3 子どもへの啓発機会の創出	1 子どもが集まる機会を活用した啓発等	
3 市外からの来訪者に向	1 駅や公共交通機関を利用した 情報発信	1 駅構内の広告や公共交通機関の車内広告等を利用した情報発信	1
けた情報発信	2 車両利用者に対する情報発信	1 工事現場関係者やコインパーキング利用者に対する情報発信	1
	3 メディアを活用した情報発信	1 新聞や雑誌、テレビ等を活用した情報発信	

<sup>※ 「</sup>重点」欄のアイコンは、5ページの重点施策に対応しています。

# 第3次推進計画 施策一覧②

## ■基本目標2 違反行為をしない・させない「環境づくり」

~地域の特性に応じた取組を推進しよう~

取組の柱	取組	内 容 重	点
	1 市民マナー条例指導員による	1 喫煙禁止区域や違反の多い地域の巡回・啓発	χ
	取締	2 違反者に対する過料処分や指導・勧告・命令	X
4 監視・指導体制の整備	2 委託警備	1 キャナルパークでの警備艇による委託警備	
	2 安心言师	2 花火等を取り締まるための委託警備	
	3 地域との協働パトロール	1 美化推進員等の協力を得て行う協働パトロール	
	1 美化推進員の委嘱	1 美化推進員(市民マナー条例推進にご協力いただく方)の委嘱	
5 各種団体等との協力体制の構築	2 市民マナー条例推進連絡会の 開催	1 市民マナー条例推進連絡会の開催	
叩吵件来	3 市民団体・事業者等との協働	1 自治会掲示板用の啓発物の作製・配布	
	3 印氏団件・尹未有寺との励期	2 事業者向けの啓発物の作製・配布(特に犬のふんの放置対策)	ik.
	1 啓発看板等の作製・設置	1 まちなみと調和するデザインの啓発看板等の作製・設置・貸出し	
6 美しいまちなみと調和 した啓発物等の整備	2 啓発看板等の点検・補修	1 既設の啓発看板等の随時点検・補修・更新(QRコードの追加等) ************************************	χ
	3 喫煙指定場所の周知と整備	1 喫煙指定場所の維持管理・更新	

<sup>※ 「</sup>重点」欄のアイコンは、5ページの重点施策に対応しています。

# 計画の位置づけ

#### ■計画の位置づけ

本推進計画は、上位計画である第5次芦屋市総合計画のまちづくりの基本方針「未来の創造」施策目標6「良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている」や、第3次芦屋市環境計画の基本目標「美しいまちなみを育む」に沿い、同時に「芦屋市公共サイン計画」をはじめとした関連計画との調和を図ります。

#### 第5次芦屋市総合計画(前期)(令和3年度~令和7年度)

基本方針 ▶ 「未来の創造」 持続可能な心弾むまちを未来へつなぐデザイン 施策目標 6 ▶ 良好な生活環境が整い魅力的な暮らしが創出されている 基本施策 ▶ 清潔なまちを協働で維持する取組を進めます

主な施策▶市民マナー条例をはじめとした快適なまちづくりの推進

#### 第3次芦屋市環境計画 (平成27年度~令和6年度)

基本目標▶美しいまちなみを育む

施策 ▶ポイ捨てや放置自転車をなくし、まちの美観の維持·向上に努めます

#### 第3次芦屋市 市民マナー条例推進計画



芦屋市公共サイン計画

「優良な都市景観づくり」 を目的として公共広告物の デザインを検討





※持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsのは、総合計画の施策目標ごとに掲げられた目標の視点についてうち、主に左記の2つの達成に向けて取り組みます。

## ■計画期間

本推進計画は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度) までの5年間を計画期間とします。なお、社会情勢や市民意識の変 化に応じて適宜検証等を行います。



# 計画の進捗管理

## ■成果指標

本推進計画の進捗管理は、5年後の目標である「計画全体の成果 指標」及び年度毎の状況を管理するための、「年度毎の成果指標」 の2つの成果指標に基づき行います。

市民や関係団体等で組織する「**芦屋市市民マナー条例推進連絡会**」において、「年度毎の成果指標」及び当該年度の**取組を確認し、翌年度の取組へ反映**させていきます。3年後には取組の中間検証を、5年後には計画期間全体の総括と推進計画の見直しを行う予定です。

なお、「年度毎の成果指標」は、ホームページにて公表します。 計画全体の成果指標

	第2次推	進計画	第3次推進計画			
項 目	H29 (2017) 実績値	R5 (2023) 目標値	R4 (2022) 実績値	R10 (2028) 目標値		
芦屋市は、美しく清 潔で快適なまちだと 思う市民の割合	87.4 %	92.1 %	88.5 %	92.1 %		

※実績値は、市民に対するアンケート調査の結果です。

※第3次推進計画の目標値は、第2次推進計画の目標値を据え置いています。

発行日 令和6年(2024年)3月

発行者 芦屋市市民生活部環境・経済室環境課

〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

TEL 0797-38-2050 / FAX 0797-38-2162

#### 年度毎の成果指標

No.	項目	H29 (2017) 実績値	R4 (2022) 実績値	翌年度 目標値
1	市民マナー条例に関する 相談件数	67 件	55 件	
2	啓発看板配布枚数 (件数)	132 枚 (49 件)		
3	過料処分件数 (うち市外在住者の件数)	231 件 (139 件)		
4	たばこの吸殻の投げ捨て本数	75,618 本	31,858 本	
5	空き缶等の投げ捨て個数	3,377 個	2,110 個	
6	飼い犬のふんの放置件数	98 件	86 件	前年度より減少させる
7	ゴミ処理量(No.4~6を含む)	439 kg	261 kg	減少させる
8	飼い犬の放し飼いに対する 注意件数	13 件	3 件	
9	歩行中や自転車乗車中の 喫煙に対する注意件数	117 件	15 件	
10	花火禁止区域における 違反行為件数(注意・指導)	83 件	0 件	
11	プレジャーボート等航行 規制違反件数(注意・指導)	5 件	1件	

※No.4~9の値は、市民マナー条例指導員の巡回結果に基づいています。